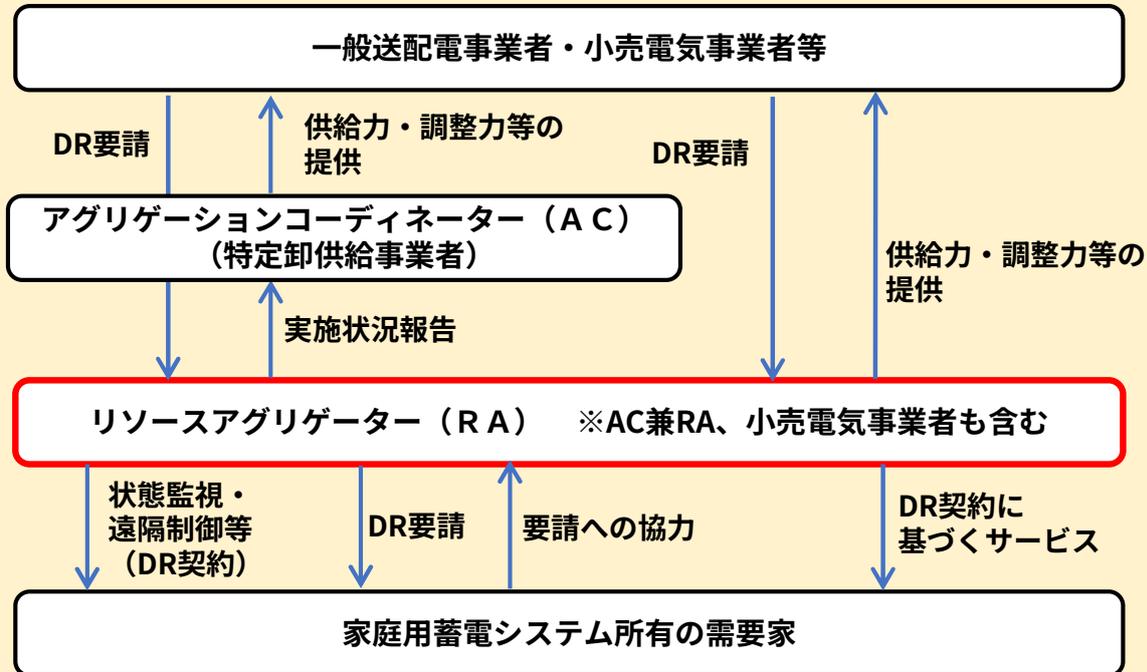


蓄電池アグリゲーターの位置付け

本事業における蓄電池アグリゲーターとは、本事業を通じて導入される蓄電システムを活用し、電力需給ひっ迫時や再エネ出力制御にあわせて需要家が所有している蓄電池に対してDRを行う事業者です。

※蓄電池アグリゲーターは本事業においてのみ使用される文言であり、電気事業法における特定卸供給事業者とは異なります。

【参考】 DRの実施体制イメージ



※赤枠が本事業にて、登録対象となる蓄電池アグリゲーター

蓄電池アグリゲーターの要件

以下①～⑦の要件を全て満たす事業者を、蓄電池アグリゲーターとしてSIIが登録し公表をします。

- ① 日本国内において事業活動を営んでいる法人であること。
- ② 補助事業者の事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
- ③ 需要家所有の蓄電システムの状態を監視し、遠隔制御・制御指示等することが可能な者であること。
※ 下げDRは遠隔での制御が必須
- ④ 本事業の実施及びその後の各種電力市場等への調整力等の供出に関して、法令、規程、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン（以下、「ERABサイバーセキュリティガイドライン」という）、その他各種セキュリティガイドライン等に基づいた適切な対策等を実施できる者であること。
- ⑤ 遠隔制御・制御指示等を実施するにあたり、蓄電システムとは別に新たにIoT化関連機器を設置する場合は、JC-STAR★1を取得したIoT化関連機器を通じて制御を行う者であること。
- ⑥ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
※ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者からの申請は認めない。
- ⑦ その他、蓄電池アグリゲーターの役割を全て責任をもって遂行できる者であること。